

# 仕様書

## 第1 件名

「北斎漫画を活かしたまち歩き観光推進事業」実施委託

## 第2 目的

墨田区では地域ゆかりの北斎が残した、江戸文化を象徴する作品を活用した江戸文化の魅力の再発見・再編集を目指している。そこで、クールジャパンとして注目されているアニメや漫画等のコンテンツと北斎の作品とを融合させることにより、さらなる観光資源の発展とまちづくりを目指すことを目的とする。

実施に当たっては、訪日外国人旅行者（インバウンド）も対象とするとともに、地域の人材を活用した受け入れ態勢の構築も見据えたものとする。

なお、本事業は、一般社団法人墨田区観光協会（以下「企画提案者」という。）と連携して実施する。

## 第3 契約期間

契約確定日の翌日から平成30年3月16日まで

## 第4 履行場所

公益財団法人 東京観光財団（以下「財団」）が指定する場所

## 第5 事業実施スケジュール(予定)

8月～	モニターツアー・イベントの内容設定、地域の商店等との調整
9月～	観光体験プログラムマップの作成 モニターツアー及びカードラリーイベントの準備
11月～	モニターツアーの実施
12月～	旅行商品の造成・観光マップの作成
1月～	カードラリーイベントの実施
2月～	報告書の作成・提出

## 第6 委託内容

### 1 北斎漫画まち歩き観光推進連携協議会の運営補助

本事業の実施にあたっては、企画提案者及び関係者からなる北斎漫画まち歩き観光推進連携協議会（仮）（以下「協議会」という。）を立ち上げ、モニターツアーやイベント等の趣旨の共有を行うとともに実施等について検討をしていく。

受託者は、協議会の会議開催の都度、財団及び企画提案者と協議の上、会議における議題の整理及び資料の作成を行うこと。また、会議実施後に、議事録を提出すること。

### 2 北斎漫画を活用したモデルコース作成・カードラリーの実施

#### (1) モデルコースづくり

地域の商店や工場等に対し、北斎漫画と関連付けて紹介することで、日常の魅力を観光資源として発掘、発信を行っていくこと。

その紹介のツールを作成し、すみだ美術館を起点とする両国エリアを中心とした観光資源を結びつけるモデルコースを作成していくこと。また将来的にエリアの拡充を目指していくこと。

## (2) 北斎漫画カードの作成

まち歩きの周遊ツールの一環として北斎漫画カードを作成すること。  
カードの作成に際し、北斎漫画のタッチを取り入れ、さらに活用促進としてコレクター要素のあるものを作成すること。

## (3) 北斎漫画モデルコースでのカードラリー・子供北斎まち歩きの実施運営について

モデルコース及び北斎漫画カードの周知促進として、カードラリーイベントを実施すること。実施については以下の要素を取り入れること。

- ① イベント実施時の運営、安全管理については責任者を配置し、実施すること。
- ② 地域の地元商店街に協力依頼を行うこと。
- ③ イベントは主旨を理解する上で、すみだ北斎美術館の集合及び入場をし、作成したモデルコースに基づき実施すること。
- ④ 参加者に対し、イベント参加中、地域の魅力の発見や SNS 等を活用した情報発信させること。
- ⑤ 参加者は墨田区の在住者、東京都内及びその近郊に住むものとし、計 50 名程度とすること。
- ⑥ 参加者の内、数名は墨田区の小学生以下の子供とすること。
- ⑦ 実施期間は 2 週間程度とすること。
- ⑧ イベント終了後はアンケートを配布、集計すること。
- ⑨ イベント時、参加者向けの特別なカード及び参加記念品等を配布すること。
- ⑩ イベント実施にあたり、参加商店街及び店舗や入手できるカードが掲載されているマップを作成すること。
- ⑪ その他イベントの内容に関しては企画提案によるが、契約締結後別途財団と協議の上設定すること。

## 3 北斎観光体験プログラムの実施

### (1) モニターツアーの実施

外国人および国内の観光客を対象とし、北斎をテーマにした観光プログラムを体験してもらうモニターツアーを実施すること。また実施に際しては、以下を留意すること。

- ① ツアーはすみだ北斎美術館をはじめとした北斎についての学習や体験型観光を行い、北斎が描いた場所や北斎ゆかりの地を巡るまち歩きコースとすること。
- ② ツアー中に北斎ゆかりの食文化を体験すること
- ③ 外国人は北欧や北米、アジア圏の外国人を対象とする。
- ④ 参加者は 20 名程度とする。
- ⑤ 参加者に対し、旅行中の保険加入等の安全管理を行うこと。
- ⑥ ツアー中は現地案内人またはガイドを手配すること。
- ⑦ ツアー中は参加者へのヒアリングやアンケート用紙を配布、集計し、将来的に活用性のあるアンケートを実施すること

- ⑧ ツアー実施に際しては参加者より、宿泊費、食費、交通費・輸送費の3分の1（千円未満端数は、原則、切上）の金額を参加費用として徴収すること。また、徴収分は本事業受託者の収入とするため、企画提案の金額は、入札予定価格より、本収入分を差し引いた金額未満とすること。
- ⑨ その他内容に関しては企画提案によるが、契約締結後別途財団と協議の上設定すること。

また、モニターツアーの実施は旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）第1条の2第1項から同第4項までに定める旅行業務を営む者が行うこと。

## (2) 旅行商品の造成・観光マップの作成

### (ア) 旅行商品の造成

外国人旅行者に対し、すみだ北斎美術館を中心とした北斎をテーマとしたまち歩き旅行商品（ツアー）を造成すること。また造成に関しては以下の点に留意すること。

- ① ツアーはすみだ北斎美術館を発着とした募集型企画旅行であること。
- ② ツアーの内容はモニターツアーによる分析を含め、北斎ゆかりの地や北斎漫画モデルコースを行程に取り入れた上で設定すること。また食事や体験型観光を取り入れること。
- ③ 参加者は外国人旅行者とする。また着地型旅行商品の観点から、行程の総時間は4時間程度とすること。
- ④ ツアー中は現地案内人等のガイドを同行させること。
- ⑤ その他、旅行代金や日程等の設定に関しては企画提案によるが、契約締結後別途財団と協議の上設定すること。

また、モニターツアーの実施は旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）第1条の2第1項から同第4項までに定める旅行業務を営む者が行うこと。

### (イ) 観光マップの作成

北斎をテーマにした観光体験プログラムのまち歩きコースを紹介する観光マップを作成すること。作成に当たっては、以下の点に留意すること。

- ① マップに掲載される観光地の付近に北斎が描いた絵やその解説を記載すること。
- ② 対応言語は日本語のほか、北欧や北米、アジア諸国等を想定とし、モニターツアーの結果に応じた多言語対応にしたものとする。

## 4 報告書類の提出

受託者は、1から3の業務終了後、速やかに当該事業実施について報告すること。全体をまとめた事業実施報告書及び事業実施報告書概要版を提出すること。

### (1) 事業実施報告書

記載内容については財団と協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

#### 1 事業概要

概要（件名・事業期間・事業対象地域・企画提案者・受託事業者・事業目的）、  
事業内容（基本的に委託内容の項目と一致）、事業スケジュール、事業運営体制（チャート図等）

#### 2 実施内容について

#### 3 実施結果について

- 4 事業の成果
- 5 今後の課題
- 6 今後の展開
- 7 参考資料（会議議事録等）

規 格	大きさ：A4 色：4色カラー刷り 使用材料：（表紙）再生上質紙 A判 86.5kg（総合評価値 80 以上） （本文）再生上質紙 A判 57.5kg（総合評価値 80 以上） 仕 立：くるみ表紙、無線とじ その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	校 正：2回以上 Rマーク：原則として、再生紙使用マーク（Rマーク）を用いて、古紙パルプ配合率等を表示すること。 包装紙：再生紙を使用すること。 使用する紙・インキ：東京都グリーン購入ガイド 2016 の印刷物における水準1を満たすこと。

## （2）事業実施報告書概要版

記載内容については財団と協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

- 1 現状・課題
- 2 実施内容
- 3 成果
- 4 課題
- 5 今後の展開

規 格	大きさ：A3 頁 数：1枚・中折片面・見開き 色：4色カラー刷り 使用材料：再生上質紙 A判 44.5kg（総合評価値 80 以上）
その他	校 正：2回以上 Rマーク：原則として、再生紙使用マーク（Rマーク）を用いて、古紙パルプ配合率等を表示すること。 包装紙：再生紙を使用すること。 使用する紙・インキ：東京都グリーン購入ガイド 2016 の印刷物における水準1を満たすこと。

## 第7 納入物件

- |   |                        |     |
|---|------------------------|-----|
| 1 | 事業実施報告書                | 10部 |
| 2 | 事業実施報告書概要版             | 10部 |
| 3 | 1及び2の電子データ（DVD-R等）     | 2部  |
| 4 | その他、本事業で作成したもの一式の電子データ | 2部  |

なお、電子データについては、原則として、「Microsoft Word2010」、「Microsoft Excel2010」又は「Microsoft Power Point2010」のいずれかによる。それ以外の場合は、財団に協議を行うこと。

## 第8 業務実施上の留意点

- 1 受託者は、調査等を実施する調査員に対して、調査を漏れなく完了できるように事前に調査手順等について十分な教育を行うこと。以下について、指導・周知徹底を図り、調査を遺漏なく実施するよう努めるものとする。
  - (1) 本調査の委託者は財団であるが、実施主体は受託者であり、調査実施に係る責任は受託者にあること。
  - (2) 本調査の目的、意図、留意点等を十分に説明すること。
  - (3) 財団の調査であることを理由に協力を強制しないこと。
  - (4) 調査実施の方法に配慮・工夫を行うなど、有効回答率の向上を図ること。
  - (5) 調査から知り得た情報（秘密）を他に漏洩しないこと。調査終了後も同様とする。
- 2 受託者は、本事業の実施に当たっては、関係機関等との調整及び必要な申請等手続きを行うこと。
- 3 本委託事業の履行において事故が発生し、都や第三者に損失を与えた場合、受託者はその責任を負うこと。また、本委託事業の履行において事故等が発生した場合には、その内容及び対応について速やかに財団に報告すること。
- 4 受託者は、平成29年8月から平成30年3月までの間、毎月1回以上、財団に対して定例報告を行うこと（定例報告会の開催）。受託者は、あらかじめ定例報告会の開催日時について、財団と協議すること。

なお、この定例報告にかかわらず、受託者と財団は双方協議のうえ、随時に打合せ等を行うことができる。
- 5 受託者は、定例報告において、調査研究の進捗状況、今後の予定等を記した書面とともに、直近の定例報告までに調査研究した結果をとりまとめた書面を財団に提出し、その内容を説明すること。
- 6 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 7 受託者は、本事業目的達成のため、本事業実施の時機、手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

## 第9 権利の帰属

- 1 本委託で作成したすべての成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、財団又は企画提案者に譲渡すること。受託者は著作人格権の行使をしないものとする。
- 2 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用をもって処理すること。

## 第10 守秘義務の厳守

受託者は、本事業の実施に伴い知り得た業務内容及び結果等について、秘密が漏洩することのないよう十分に注意を払うとともに、以下の事項について遵守すること。

- 1 知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこと。
- 2 万が一、事故が発生した場合は、直ちに財団に連絡するとともに、速やかに必要な調査・報

告等を行うなど、適切な処理に努めること。

- 3 本契約の履行にあたり、財団の保有する個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- 4 その他、財団の指示により、必要な措置を講ずること。

## 第11 支払方法

委託業務完了後に行う検査合格後、一括して支払う。

## 第12 その他

- 1 受託者は、財団と密接な連絡を取るとともに、適宜進捗状況を報告し、財団の確認を得ること。また、進捗状況に関する財団の指示を遵守すること。
- 2 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、受託者は財団と十分な協議を経た上で速やかに実施すること。
- 3 受託者は、各関係機関と密接に連絡・調整等を図ること。
- 4 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 5 受託者は、本事業の目的達成のため、実施の時期・手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

### 6 環境により自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
  - (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- なお、当該自動車の自動車車検証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

- 7 その他、本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と協議の上実施すること。不明な点があれば、下記担当者まで連絡すること。

## 第13 連絡先及び納品先

(公財) 東京観光財団 地域振興部 事業課

地域資源発掘型実証プログラム事業担当

東京都新宿区山吹町3 4 6 番地6 日新ビル2階

電話（直通）03-5579-2682